

第四十一号議案

江戸川区教育認定子ども利用者の負担額を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

例 江戸川区教育認定子どもの利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区教育認定子どもの利用者負担額を定める条例（平成二十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その他必要な」を「について必要な」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「江戸川区教育認定子ども」とは、法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定に係る小学校就学前子どもで、法第二十条の規定による認定を受けたもののうち、特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を利用する子どもをいう。

第三条の見出し中「決定」を「通知」に改め、同条第一項中「月額」とし、別表に定める額」を「、零」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 江戸川区長は、前項の利用者負担額を江戸川区教育認定子どもの保護者又は扶養義務者に通知しなければならない。

第四条及び第五条を削る。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年十月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区教育認定子ども利用者負担額を定める条例の規定は、令和元年十月以後の月分の利用者負担額(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第三項第二号並びに第二十八条第二項第一号及び第三号に規定する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(同法第二十七条第三項第二号及び第二十八条第二項第一号に規定する額については、教育に係る額に限る。)をいう。以下同じ。)について適用し、同年九月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(説明)

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)及び子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の改正に伴い、幼児教育及び保育の無償化が実施されるため、幼稚園等を利用する場合の利用者負担額を零とするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。